

『企業論（第4版）』正誤表

2020.11.16 有斐閣

【初刷～第5刷の修正】

●第2章 77 ページ 4～5 行目

訂正前：③会社の発行する新株を引き受ける権利（新株引受権）などがある。

訂正後：③会社に対し、自己の保有する株式の買い取りを請求する権利（株式買取請求権）などがある。

※「③新株引受権」は、2002年の商法改正で実質的になくなったとされているため、当該箇所は削除。代わりに「株式買取請求権」の説明を入れてください。

【初刷～第6刷の修正】

●第2章 94 ページ 下から12行目

訂正前：…日本の法人企業（利益計上法人のみ）の営業収入と利益金処分を…

訂正後：…日本の法人企業（利益計上法人のみ）利益金処分を…

※営業収入は図にないので削除

●第2章 102 ページ 最後の行

「第1章でも少し触れたが」を削除

●第3章 107 ページ 下から3行目

訂正前：…株主名は75名までに限定

訂正後：…株主名は100名までに限定

●第3章 120 ページ 表3-3 および本文6行目

ラーナー調査の年を1963年から1966年に修正

●索引 338 ページ 左段 3行目

「新株引受権」を削除

お詫びして訂正いたします。